

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月22日

住 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目18番地16
新横浜交通ビル7階
事業者名 横浜交通開発株式会社
代表者名 代表取締役
(役職名及び氏名) 松村 岳利

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

【中長期的な対応方針】

どなたにも安心して、バスをご利用して頂けるような公共交通を目指す。

【課題】

高齢者のバス利用が増えるとともに、車内事故が増えている。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ワンステップ車両	現在、当社の自社車両14両のうち2両がワンステップ車両（ノンステップ車両割合87.5%）であることから、令和8年度の車両更新に伴い2両のワンステップ車両をノンステップ車両へ移行することでノンステップ車両の割合を100%にする

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員による乗降サポート	1人での乗降が難しい特に車いすのお客様には、可能な範囲で乗務員がサポートしている

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
交通安全啓発イベント	<p>地域の区民祭り等に参加をして、安心してバスをご利用いただけるよう、イベントを通して啓発活動を行っている。</p> <p>地域ケアプラザ等に出向き、バスの乗り方や、バスに親しんでいただく交通安全教室を実施している。</p> <p>健常者の方に高齢者や障害者の方への理解を深めていただくため、小学校での交通安全教室等で車いす体験を通じて、イベントでの啓発活動を行っている</p>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員を対象にした、様々な研修の実施	<p>主に新規採用乗務員を対象に、車いすの乗降・固定の一連作業をスムーズに行えるように教育している。</p> <p>高齢者の方への理解を深めて適切なサポートができるよう、高齢者体験キットを乗務員が身に着け、バスの乗降体験を実施している。</p> <p>接遇に特化した社員が添乗して、接遇及び運転について指導やアドバイスを実施している。</p>

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

該当なし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

V その他計画に関連する事項

該当なし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。